The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	四条隆親に関する一考察 ： 『とはずがたり』の背景として
Author(s)	赤木, ひと美
Citation	詞林. 1998, 24, p. 28-40
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67421
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

四条隆親に関する一考察

―『とはずがたり』の背景として―

赤木　ひと美

はじめに

四条隆親は『とはずがたり』作者久我雅忠女二条の母大納言典侍の父であり、二条にとっては外祖父にあたる。本作品において隆親はそれ程多く登場するものではないし、本作品の主題に直接関わる登場人物であるとは言い難い。しかし、雅忠亡き後、後深草院の命を被り、二条の後見にあたり、世話をするべき人物であったにも関わらず、「兵部卿（隆親）の沙汰にて装束などいふも、たゞ例の正体なき事なるにも」（新日本文学大系『とはずがたり』五三頁、以後『とはずがたり』の引用・年立ては全てこれによる。）と役割を全うしなかった隆親の存在は、二条の後宮での立場・存在を左右したとも言え、二条にとって大きな意味を持つ人物である。が、その割には四条隆親自身の人物像は従来の研究において、十分に明らかにされているとは言えないようだ。

『とはずがたり』が様々な手法を用いて物語化が進められた作品であることはよく知られているところである。本作品を読む上で、実在していた隆親をもう一度当時の中に問い直すことは、二条をとりまく状況を改めてとらえてみる契機を与えてくれるのに加えて、『とはずがたり』の人物造形や場面展開の方法を窺うためにも無益ではないだろう。本論はそのような意図に立ち、四条隆親の人物像を辿ることによって、『とはずがたり』宮廷編を読もうとするささやかな試論である。

一

まず後の便宜を図るため、『公卿補任』に従って隆親の履歴に簡単に触れておく。隆親は四条隆衡を父に、坊門信清女を母として、建仁元年（一二〇一）生まれた。元仁元年（一二二四）正四位下で参議に列し、翌嘉禄元年従三位、讃岐権守と右衛門督を兼ねる。同二年正三位、翌安貞元年別当宣旨、同二年従二位、寛喜二年（一二三〇）丹波権守を兼ねる。翌寛喜三年権中納言に任じられる。嘉禎元年（一二三五）、三十四

歳にして中納言に進み、翌年には太宰権師を兼ね、延応元年（一二三九）には三十八歳にして権大納言となった。そして建長二年（一二五〇）、四十九歳で四条家の極官である大納言に昇進するまで同職であったが、後嵯峨院の中宮・皇后となった姞子の中宮大夫、皇后宮大夫を兼ねるなど、要職を歴任した。正嘉元年（一二五七）五十六歳に至るまで大納言を勤め、辞任した後も、弘安二年（一二七九）七十八歳で逝去するまで時に大納言に還任もしながら兵部卿として勤めた。

以上が官職のおおよそである。次に、古記録の中から隆親の風聞をいくつか抜き出し、隆親がどのような人物であるかをとらえてみたい。隆親に関する記録を読んでいく中で、驚かされるのは何といっても除目に関する悪評の高さである。次の記事を見てみよう。

1隆親越上臈三人、可被叙正三位之由濫望、殿下不被聞食入、依責申雖有綸言、更不可然由令申給云々、偏不知物由之所致歟、不足言事也、

（『明月記』[1] 嘉禄二年四月一九日条）

嘉禄二年四月の祭の除目に関する記事である。隆親はこの時正三位を望んだが、前摂政であり、散位となった後も実権を握っていた道家に聞き入れられなかった。それでもなお続く隆親のあまりの執拗な要請に後堀河天皇からの綸言までもが下ったが、ついに道家の許しは下りなかったという。定家はこれを批評して、「隆親はものを知らない、言う甲斐のないこと」と記録している。「自己の官位に喜悲するだけでなく、他人のそれにも心を動かすことが強く、除目毎に多くはそれに酷評を加へてゐ[2]」た定家であるから、この評に関しては幾分か差し引いて考える必要もあろうが、隆親は二十五歳、前年正月に北白川院によって従三位に叙せられたばかりであった。また、同じく従三位には四十五歳になる藤原頼資、四十四歳の藤原公雅、二十八歳の藤原伊平がいる。その中で隆親が早々に正三位を懇望することは、いかに大納言の家の出であるとは言っても確かに性急すぎると言えよう。道家が綸言を仰いで、なお隆親に正三位を許さなかったのも、やはりそれが道理に合わないものであったからだと考えられる。

ところでこの後、八月には北白川院が新造の持明院殿に御移徒することがあった。この際、隆親は正三位に叙せられている。その様子を見てみると、

2五日、（中略）是今夕北白川院御移徒之間□□賞、以子息右衛門督（隆親）可叙正三位之由被申、而多上臈仍此両三日有沙汰、其間事未被一定、依件事令参給也、皇后宮（伊平）権大夫殊訴申、誠非可被超越、所有豫議也、（中略）今夜北白川院御移徒持明院御所、自去年按察卿拝領丹波国造進之、権辨有親朝臣行之、御幸事木工頭光時奉行、子刻許令過蓬門給、伺見之處、殿上人（或衣冠、或束帯）十餘輩、公卿新大納言、右大将、右衛門督、左宰相中将、右兵衛督、新藤三位（家時）、侍従宰相供奉、太以無人、出車三両（皆

以古車太見苦）、半物車等在御車後、事々見苦之躰也、太以不便、誠可謂末世歟、（中略）隆親卿参議上臈三人也、伊平卿非可被超越之者、又任日位階共以上臈、仍被付上云々、或人云、依勸賞超越之例、古今多存而撰人被抽加之例未曾有、（中略）今度之儀世以所傾也、後日公雅卿事、前相国殊鬱申云々、是於超越者不痛申、可被付上之處一人満息之條、仍罪科□哉之由令擧申云々、

（『諸院宮御移徒部類記』[3]嘉禄二年八月五日条）

3五日、天陰、雨下、今日北白川院渡御持明院殿云々、按察使隆衡卿造之云々、亭主御参、伊平卿・隆親卿叙正三位云々、

（『民経記』[4]嘉禄二年八月五日条）

4五日、終夜雨降、今朝猶濛々、午後間晴、（中略）北白川院持明院殿御渡云々、（中略）具随身之輩、袴體不尋常、十餘人歟、（中略）造行賞隆親卿叙正三位、伊平卿一人被付昇云々（臨時恩歟、一身被抽、可謂殊勝）見任公雅（偏是不仕之可数歟）、経高、顕官（ママ）、基保、（依女院御幸自明院事被超越、頗失家之面目歟不便）光俊卿被超越了、所被行、頗以似無是非、只老黄門之愛念吹擧歟、（中略）下人等云、造作之體疎荒、凡卑如一日、桟敷假屋破壊、定無其程歟云々、

（『明月記』嘉禄二年八月五日条）

などと記されている。持明院殿の造営が隆親の父、隆衡によって行われたと3の『民経記』にあるため、この時隆親が賞を受けたのは父卿の賞を譲り受けたということであろう。しかし、これは宮廷中を紛糾させる出来事であったようだ。というのも、この時伊平が、隆親に超越されるべきではないとの理由のみから、同じく正三位に昇進した。伊平が大炊御門流藤原氏にあって六条と号し太政大臣をも勤めた頼実の孫にあたり、隆親よりも早く参議となっていたためであるが、それにしても異例のことである。そして、従三位に取り残された形の公雅・経高・基保・光俊に対して定家は家の面目を失ったとの同情を寄せ、『諸院宮御移徒部類記』では他を思いやることなく昇進で一人満足を隠さない伊平に対し、非難の目を向けるとともに傾いた世の中を嘆いている。「古記録では、除目の結果の中で、記主の関心の対象になったもののみが記されるのがむしろ通例である。その点に、古記録の、資料としての偏差が存する[5]」との注意を考慮しても、二つの記録に同一の事件が取り上げられている点は世の人のこの事件への関心の高さを伺わせる。恐らくは「末世」を感じ取った人物も少なくなかっただろう。また、どちらの記録も隆親に対するというのではなく、異例がまかり通る世の中に対する嘆きを述べているようではある。が、その異例の事態を引き起こさなくてはならない程、隆親の昇進も例にはないことであったと考えられるだろう。

さらに見ていくと、『明月記』から隆衡の行った造営が甚だ粗悪なものであったことが知られる。『玉葉』[6]（暦仁元年一月七日条）には、北白川院が藤原基保の昇進を切望した件に関

して、「帝之祖母先代皆被重之、被許之條無難歟」とあり、北白川院が重んじられているものとして記されてはいる。が、実際のところは『諸院宮御移徒部類記』にも示されるように、御移徒に出仕した上卿が極端に少なかったこと、調度が粗末な物であったことなどから、当代後堀河帝の生母であったとはいえ、中央政界における北白川院の力は弱かったものと思われる。また、隆衡の造営の粗雑さも北白川院を軽んじる風潮の中にあってのものだったのだろう。とはいえ、隆親は四月の時点から綸言を引き出すまでに執拗に昇進を願っているのであり、四月にはそれが叶わなかったが、事あらば昇進を遂げるべく狙っていたはずである。つまり、この持明院殿の造築は隆衡・隆親父子により、隆親昇進のために利用されたものと考えることができるのではないだろうか。

又、翌年の安貞元年には次のような記事を見ることができる。

5左衛門督別当已辞退、具実隆親競望謗言云々、

（『明月記』安貞元年二月二日条）

権中納言で左衛門督と別当、中宮権大夫を兼ねていた徳大寺実基が別当等を辞した（『公卿補任』）ため、空席となった左衛門督・別当の職を争って、源具実と隆親は互いに誹謗中傷しあっていた。このような例は他にいくらも見出すことができるし、この件については二月八日、左衛門督具実、別当隆親となって一件落着した。しかしようやく手に入れた別当の職（『明月記』安貞元年二月九日条）も、隆親は五年程経た寛喜三年には既に辞状を提出している。

6廿四日、庚辰、天晴、今日別当卿辞書可奏聞、依有存旨付予可奏聞之由、令觸申中納言殿、相待彼到来可出仕也、（中略）申刻許彼辞書到来、（有懸帋二枚令続書也）、仍即参殿下、（中略）別当卿辞書可奏聞之由有御定、（中略）次参内、（中略）以侍従内侍、別当卿辞書所奏聞也、仰云、別当卿兼内々申云、辞書可被返下、其後重可進辞書之由令申云々、如何様乎之由、有御不審、予申云、別当卿別無申旨候、（中略）次退出之處、有召、仍伺候、暫可候之由有仰、侍従内侍云、内々被相尋別當卿云々、良久之後、以内侍被仰下云、被相尋別當卿之處、可被返下、即又可進上辞書之由申之、且父卿（藤原隆親）之時如此云々、返遣重可進辞書之由可仰之旨有勅定、仍辞書返遣大理許了、公人定致懶怠歟、仍以私僮僕所遣也、頃之使者還来、返事云、只今自是可進、必可相待之由云々、仍眠居殿上及数刻了、遅々之間、重遣使相尋之處、只今可進云々、頃之重辞書被献、（有裏懸帋）、尋出侍従内侍所奏聞也、深更之間、御所已為御夜云々、仍唯可進置御所之由所相觸也、

（『民経記』寛喜三年四月二十四日条）

7廿六日、壬午、（中略）抑別當辞書留御所、除目之次可宣下歟之由相觸頭大夫之處、今日無除目、其上吉事之最中也、辞書頗不快事也、

（『民経記』寛喜三年四月二十六日条）

隆親の辞任の理由は記されていないが、6の記事において筆者である経光は懈怠を致したためではないかと言う。『公卿補任』によると、寛喜三年三月二十五日には隆親は権中納言に補せられており、この辞状はその直後のことであったことが知られるから、それも全く理由のないことではなかっただろう。具実と競い合った別当の地位も、中納言に昇進してしまえば煩わしいものでしかないということだろうか。結局この後四月二十三日には別当を辞退している[8]（『公卿補任』）から、隆親は我意を貫き通したということになる。隆親と天皇との間を深更まで幾度も往復させられた経光の6・7の記事世間一般の評価とまで敷衍することは幾分ためらわれるものの、経光が二十六日にも重ねて「辞書頗不快事也」と述べているところからして、人の不興を買った事件であると推測できよう。

また、この年の権中納言昇進の際にも隆親は人の顰蹙を買っている。

8十七日、甲辰、（中略）今年稠人無隙、未伺得御気色、去年推事體、於御懇志物勿論更無變改、隆親聞此事、為職不可遺恥、被任他人者只辞大理之由及悲泣、家光帝侍讀后乳母、一日不可後群、伊平一宰相初参御家人、只休此事也、三人懇切依難扣、任槐之次四人可任有沙汰云々、

（『明月記』寛喜三年一月十七日条）

9廿九日、丙辰、（中略）二位宰相中将伊平卿可昇進之由風聞間、左大丞・大理俄献辞状云々、仍刻限無沙汰云々、

（『民経記』寛喜三年一月二十九日条）

帝の侍読であり后尊子の乳母であって「一日不可後群」と称された日野家光と、参議の筆頭であり、家光・隆親よりも早く出仕した伊平、既に七十を超えてなお昇進の野心消えない定家[9]、そして隆親の四人で次期権中納言の座を争った際、それぞれの懇切甚だしく、特に隆親は他人が任ぜられたなら別当を辞すと悲泣に及んだ（以上『明月記』）。又『民経記』には伊平昇進の噂を聞き、家光と共に辞状を提出したとある。結局、この後最初に権中納言に任じられたのは隆親であった（『公卿補任』三月二十五日）。家光は四月二十六日に任官、定家は翌年一月三十日に、伊平に至っては、貞永元年も十二月になってからの任官であった。

このように、隆親の官位に対する執着はすさまじいものがあり、あらゆる手段を用いて昇進を遂げたのであった。そのため、多くの人の不興を買うことにもなったのである。特に、常に席次を争い破れた伊平・家光のような同僚、また長い年月を思うに任せない任官に苦しんできた定家のような古株の官人にとって、隆親は苦々しい存在であったと考えられる。

二

権中納言に進んだ後、隆親の任官に関する記録にこれまで見てきたような記載は特に見あたらない。しかしこれはエリートコースに乗った隆親が昇進に関して強引な方法を取らなくなり、時間に任せて官位を上げていくことに満足するようになったということではあるまい。ライバルを押しのけていち早く権中納言の座についた隆親は、上卿の仲間入りをすることによって、中央の政治に本格的に口を出すことができるようになった。つまり、隆親が持っていた支配欲、自己顕示欲といったものが遺憾なく揮えるようになったということを指しているのではないだろうか。他を曲げてでも我を通そうとする隆親の姿勢や偏狭な考えはその後も多く記録され、残っている。例えば、暦仁元年、隆親三十七歳の折り、白馬の節会の記事に、

10又出御之間、師卿著直衣在御後云々、執柄猶無例、希代之事也、可謂奇異々々、（『玉蘂』暦仁元年一月七日条）

11白馬節会日、家清朝臣遅参、師卿著直衣候御後、執柄尚無此例、不便之由有沙汰、（『玉蘂』暦仁元年一月九日条）

とあり、隆親の執柄が例のないことと批判されている。これは隆親が四条天皇の乳母であったこと（『民経記』四月九日条）、天皇が当時七歳という幼少であったこと、さらには閑院修理のため、隆親の冷泉万里小路亭が仮御所となっていたこと等、様々に理由が考えられるものの、やはり、一中納言に過ぎない隆親が天皇の後見として後ろに控えているというのは驚嘆すべきことであったのだろう。また、このようにあまりの専横のため、同年閏二月の臨時の除目の折りには、

12師卿任権大納言、此次可被放近習云々、是禁中狼籍事行不調事等是故也、（『玉蘂』暦仁元年閏二月十五日条）

と、近習を解き放たれそうにもなっている。更に、建長二年、前文に欠落部があり少々判断しづらいが恐らくは五節に関して、

13又前関白秘説トテ、隆親卿執柄臣作法等條々奏聞云々、極見苦事也、世上凌遅只在此事歟、深更退出、（『岡屋関白記』[10] 建長二年十月六日条）

とある。中世にあっては、「除目をはじめとする官職をめぐる諸制度が、急速に有職故実化していく状況であった」[11]。そのため、有職故実に精通していることそのものが、能力の有無に関わっていたわけだが、ここで筆者の兼経が隆親を指して「極見苦」と言っているのは、四条家が「王朝貴族の「家」には、それを構成する要素として、「家記」と称される多数の日記が存在していたのであり、その「家記」をもつ」[12]「日記の家」[13]ではないことによるのだろうか。以前にも兼経は、

14閏四月十三日、辛丑、（中略）入夜中宮大夫来、隔簾相謁、件卿於下官身者無芳心、殆觸事致悪心、雖然先公之舊好

依異他、常通音信、

（『岡屋関白記』寛元四年閏四月十三日条）

と述べており、この記事からも二人の仲が決して良いとは言えないものであったことは推測できるから、建長二年十月六日の条を鵜呑みにするわけにもいかないだろうが、それでも隆親の説に反発し、隆親と反目していた人物は多かったものと思われる。

勿論隆親のこういった行動の全てを彼の性格だけによって理由づけるには無理があろう。隆親の姉貞子は西園寺実氏に嫁いでおり、九条家と共に当時摂関の家であったこの西園寺家とのつながりが隆親に急速な昇進をもたらしたことは想像に難くない。まして、貞子の娘姞子が仁治三年後嵯峨妃となり、自らは中宮大夫・皇后宮大夫となった折り、また貞子のもう一人の娘公子が後深草妃になった際には益々その権力を強めていき、発言力も増していったものと思われる。ともかくも、隆親のこうした権力を背景としたあくの強さは周りの人間を圧倒し、黙許させていったことだろう。記録の題材選択は筆記者によって偏りがあるが、隆親を好意的に評価する記録は少ない。また筆記者が異なっても、これ程に隆親に対する評価が一様であるところを見ると、このようなことはほぼ日常茶飯のふるまいであったと考えてもよいように思われる。

三

さて、『とはずがたり』本文に立ち戻ってみたい。初めにも述べたように、隆親が本作品に登場するのは決して多くはない。その中にあって最も二条の運命に大きな影響を与えたのはやはり六条院の女楽事件であろう。

後深草院と亀山院の関係修復を図って行われた小弓の勝負の弥妬みで負けた後深草院側は、その代償として源氏物語にある六条院の女楽をまねることになった。紫の上には東の御方が決まったが、女三の宮には隆親が、娘である今参りをと切望する。それを聞いた二条は「などやらん、むつかし」（九三頁）くて、出仕に気が進まない。しかし、後深草院の仰せにより、明石の上に扮して琵琶を弾くことになる。もともと気が進まない出仕である上、女楽の中で最も身分の低い明石の上役を勤めよとの仰せに、矜持の強い二条はますます気分を害する。とはいえ、それによって会が中止になるわけもなく、また出仕を辞任することもできず、女楽は始まる。そして物語の通りに席順を決めようとした時、隆親が会場に到着する。そして、今参りの席次が二条の席よりも下になっていることに不服を申し立て、今参りは二条の叔母であるという理由から二条の席が引き下ろされてしまう。自尊心を傷つけられた二条は席を立ち、出奔し、身を隠してしまうのである。

二条の席が下座へと降ろされたとき、二条の叔父にあた

り、表に立って二条を世話してきた隆顕と、本作品で「雪の曙」との隠し名を持ち、二条を影で支え続けた西園寺実兼の二人が「これは別勅にて候物を」（九五頁）と隆親を諌めるが、隆親は聞き入れない。隆親にしてみれば隆顕は実子であり、実兼も姉貞子の孫であって自分は実兼の大叔父であるのだから、二人の制止など恐れるに足りなかっただろう。そして、二条が出奔した後、人々の反応は、

15「いとやさしくこそ侍れ。今宵の女楽はあいなく侍るべし。この歌を給はりて帰るべし」とて、（亀山院は）申させ給て、還御なりにけり。この上は、今参り、琴弾くに及ばず。面〳〵に、

「兵部卿うつゝなし。老いのひがみか。あが子がしやう、やさしく」など申て過ぎぬ。（九六頁）

というものであった。また、ひそかに行方をくらませた二条の捜索にあたった雪の曙も、二条に御所へ帰るよう説得して、

16「兵部卿が老いのひがみゆへに、かゝるべき事かは。たゞこの度ばかりは、仰せに従ひてこそ」（一〇二頁）

と言っている。さらに、後深草院に探し出され、御所へと戻った後、二条を近く伺候させ、院と近衛大殿が談話している場面でも、大殿が、

17「地体、兵部卿が老いのひがみ、事の外に候。隆顕が寵居もあさましき事」（一〇七頁）

と述べる部分がある。このように、女楽事件においては、原因を隆親の「老いのひがみ」に求め、皆が口々に隆親を非難している。しかし、ここには隆親の除目の際と同じ構図が見出される。つまり、人の不興を被りながらも目的を達するためにはどんな手段もいとわず強引に事を進める隆親と、それに反発しながらも、権力を背景にした隆親に表立っては何も言えず、陰口をたたくしかない公卿達、という構図である。

隆親の横暴が日常茶飯であったことは既に見てきた。また、これまでの『とはずがたり』研究の中においても、徒然草の第一八二段、先例を破って乾鮭を供御に参らせたというエピソード[14]や、源氏物語に「秘事」発案者として一説を構えていたが、それが『紫明抄』においては、「これは秘事なり、とて、人を、とすとかや」との穏やかでない表現をとっており、「負態の当日お歴々が集まり模擬女楽の幕が上がろうとする寸前にでも自我を主張し、全てを台無しにしたり、息男を出家に追いやっても借りた官職を返さず別人にまわすといった隆親の依怙地な性格[15]」を表しているらしい点など、特に大納言時代の隆親について、先学の御論功に述べられているところも多い。早くは松本寧至氏が「理由が立てば、相当思い切った行為に出られる強い性格でもあり、またそれが可能な位置にもあったのだといえるのである。晩年はかなり小うるさい老人だったに相違あるまい[16]」と述べられているし、三角洋一氏も「作者の外祖父隆親は、（中略）たいへんな権勢

家で偏頗にして強引なところがあった」[17]と述べられている。ここに加えて、これまで見てきたように、隆親にあっては非常に自我が強く、自分の思うとおりにならないと気が済まない性格が大きかったのである。そして実際に思いこんだら一心に我意を貫き通していったのであった。そうであってみれば、老いのひがみは言辞に過ぎない。この事件には皆に訪れたであろう、またかの嘆息と諦念を読まねばならないだろうし、また、公卿達の言葉の中には、隆親の孫娘でありながら隆親の攻撃の矢面に立たされた二条への同情を読みとるべきであろう。

四

ここまで、隆親の独断ぶりに焦点を当ててきた。確かに「とはずがたり」に見られる隆親は、これまで見てきたような記録と同じ傲慢な像を結んでいる。が、そういった面からのみ本作品を読むことは、隆親の孫娘である二条の立場を考える上で、片手落ちにはならないだろうか。そこで本節では二条の側からの隆親を考えてみたい。

まずは参考のために次の記事を見てみよう。

18次参内、謁四條中納言隆親卿、所労無為出仕承悦之由黄門被相觸、於事蒙芳心之人也、

（『民経記』貞永元年五月八日条）

隆親に対する批判の記事が多い中、隆親への恩義を記した記事は例外的でさえある。が、前掲のように、経光は貞永元年四月の隆親の別当辞任に関して批判的であったから、「蒙芳心之人」という言葉を経光の隆親に対する好意の表現と即断することは危険だろう。経光と隆親の関係について、また別の記事から探ってみる。

19十一日、辛酉、天晴、（中略）祭除目被行、頭亮有親朝臣奉行、祭成功輩井供奉官、夾名所注遣也、又進入殿下了、付土左守重房了、蘭台所望事、（黄門）以京極納言（定家）令申入大殿給、又以四條納言（隆親）令申入禁裏給了、然而無沙汰、勿論、身之不運、職之恥辱也、為之如何、

（『民経記』貞永元年四月十一日条）

20廿三日、癸酉、終日雨降、今日賀茂祭也、兼日事予奉行、然而所労尚不快之間、一昨日付四條中納言隆親卿、内々申入禁裏了、当日（事）蔵人右衛門権佐範頼奉行、

（『民経記』四月二十三日条）

このように、任官や出仕に関して、経光のために隆親が一役買っていたり、もしくは前掲6の記事の通り、経光が隆親のために奔走していたりする。とすれば、経光は隆親を心中において批判しながらも、自らの出世のために隆親の庇護下に入っていたのだと考えられるし、隆親自身も、そのような経光のために取り計らうところがあったのである。先にも述べたように、古記録に見える隆親の存在は、道家や兼経のよ

うな上司にとっては厄介な部下という面が拭えないし、伊平や家光のような同輩からすれば、強引な手口で出世競争を勝ち抜いていくいやな同僚であっただろう。しかし、経光のような部下からしてみれば、反発する点はありながらも自らの昇進の便宜を図るためには近づいておくにこしたことのない、寄るべき大樹であり、接近した報酬もそれなりに望める上司であったと考えられる。

こう考えてくると、「とはずがたり」において、隆親が初めて登場する箇所が二条の父雅忠死去の直後であるのは興味深い。

21兵部卿・善勝寺などに、「大納言がありつる折のやうに、見沙汰して候はせよ。装束などは、上へ参るべき物にて」など仰せ下さるゝは、（三九頁）

後見たる父親の没後、頼りなくなった二条のことを案じ、後深草院は外祖父である隆親・叔父である隆顕に二条の後見を命じる。つまり、隆親は二条の後見として存在を規定されて登場するのだ。二条の皇子出産に際しては二条を訪れる隆親の姿があるのも後見していればこそである。が、この皇子は生後まもなく亡くなってしまう。そうして、

22兵部卿の沙汰にて装束などいふも、たゞ例の正体なき事なるにも、（五三頁）

との二条の述懐を引き出すのである。自分を後見すべき隆親が満足に後見してくれない不満が「例の」という言葉によって強調されている。しかし、引用19・20・21から見てきた通り、経光が反発する思いがありながらも、なお政界において隆親を頼り、「蒙芳心之人」と記録したように、二条も不満を持ちながらも、隆親を大樹として頼る気持ちがありはしなかったろうか。例えば、次の例を見てみよう。いわゆる弼杖事件である。文永十二年、正月の弼杖打ちの行事の際、後深草院が近習の男達に女房たちを打たせたその報復に、二条は東の御方と共謀して後深草院を返り討ちにした。それは二条の咎となり、二条の近親が贖いを勤めることになった。次田香澄氏は「この報復事件では、叔父隆顕が表面に出て主導権をもっているようであるが、作者の投じた波紋がつぎつぎと意外な方向に発展して、後深草院宮廷の上下をわかせた珍事件であり、作者の最も得意な時代を象徴するものとして、詳しく描写したかったのであろう」[18]と述べられているが、二条の「得意」を導くのは、やはり隆親や隆顕、西園寺実兼、更には後深草院に及ぶ多くの貴顕の贖いにあったことは言うまでもないだろう。この場面においては「御事ゆゝしく」、「いつよりもおびたゝし」（七〇頁）い贖いの数々が並べられ、華やかな場面に更に彩りを添えているが、影になり日向になりして二条を支えてきた隆顕・実兼、また二条の主君であり夫たる後深草院はともかく、隆親は日頃二条を放置していた人物である。その隆親も含めた四人の貴顕が二条のために贖いをするというのは、最大の後ろ盾であった父雅忠亡き後の二

条にとって大きな意味がある。加賀元子氏が指摘されているように[19]、「父不在が引き起こす二条の宮廷における位置の異変」を二条は感じ取っていた。その中で、粥杖事件は四人もの高貴の人物が二条をバックアップしているという、公の場での格好の宣伝となったと思われるのである。

御所出奔の後、先に挙げたとおり、二条は雪の曙によって探し出され、後深草院によって御所へと連れ戻されるわけであるが、まだ隠れ住まいをしていた際二条は、

23「我申たる事をとがめて出るほどの物は、我一期には、よも参り侍らじ」（九七頁）

との隆親の言葉を聞き、「道閉ぢめぬる心地」（九七頁）に襲われた。この言葉は物質的・経済的なことを意味して言うのではあるまい。前述のように、それまでも隆親は二条に対して後見らしい後見をしていなかったからである。しかも、主人であり夫たる後深草院は経済的な面で彼女の生活に関与できる人物ではなかったけれども、出奔した二条を探し回っているところからして院の愛情がこの時衰えていたわけではない。にも関わらず二条が宮廷で生き残る道を失ったように思うのは、何も誇張された表現ではなかろう。やはり何か、隆親に逆らっては、もしくは名ばかりであっても隆親の後ろ盾なしには、宮中での伺候はあり得ないという状況があったことを物語っていると思われる。

隆親は自身のためには遺憾なく、また自身が見込んだ人間のためにも独断を振るうところがあった。六条院の女楽の後、隆親によって官位を剥奪された隆顕も、もとは隆親の権威によって昇進をなした人物であった[20]し、女楽の際に隆親が女三の宮に推した今参りもそうである。そのため、二条には宮中で伺候を続けていくために必要な権力の背景として、外祖父である隆親の大きな勢力を頼むところがあったとも思われるのである。粥杖事件が隆親の二条に対する後見役としての宣言になったのと同様、女楽事件は隆親による二条の後見役の放棄及び絶縁の宣言となった。「老いのひがみ」と皆に疎まれつつも尚大きな権力を握って離さない隆親に睨まれては、宮中で生活できようはずもない。又、そのような二条を周囲の人物も粗略に扱うことにもなろう。それが引用23であげた隆親の自信たっぷりな言葉に表れ、二条の「道閉ぢめぬる心地」を生み出すのである。そして、この決定的な祖父との断絶によって、また、実質的な世話役であった隆顕が同じく隆親と絶縁し、宮中を去ることによって、二条は全く後ろ盾を持たない身となり、本当に後深草院の愛情をひたすら頼むしかない存在へと変化していったのだ。

隆親は当時他が逆らうことのできない権威の持ち主であったことを背景として、本作品において二条の後ろ盾としての役割を与えられ、又そのために隆親の二条に対する態度が二条の浮沈を決定していた。隆親は政界の重鎮であったから、その一挙手一投足に泣いた人物は定家や経光ばかりでなく多

かったものと思われるが、その中でも実の孫であり、他に拠るべき場所がなく、隆親の横暴を直接に受けなくてはならなかったという点が二条の不幸であったのかもしれない。

おわりに

以上、四条隆親を視点に、『とはずがたり』について考えてきた。今回は記録を辿ることによって本作品の隆親と比較検討してきたわけであるが、まだ巻三にあって記録の上では死亡したはずの隆親が再度、二条の出産を世話していたり、御所退出の折りには二条を引き取っていたりと、後見として立ち現れる場面がある。先学の御論考でも虚構として御指摘があるが、なんといっても事実ではなく、記録に見える隆親像とも異なっているため、この問題に関しては本作品の方法の一環として探っていく必要があると思われる。よって今回はひとまず論の対象から外し、稿を次に譲って今後の課題としていきたいと思う。不備も多くあるかと思われるが、御叱正・御教授いただければ幸いである。

注

(1) 国書刊行会本『明月記』以下同じ。
(2) 石田吉貞氏『藤原定家の研究』文雅堂書店　昭和三二年第一編第三章精神生活の項二一八頁。他にも定家の官位に対する執着に関しては、村山修一氏『藤原定家』吉川弘文館　昭和三七年、安田章生氏『藤原定家研究』臨川書店　昭和五十年　第一編第一章、辻彦三郎氏『藤原定家明月記の研究』吉川弘文館　昭和五二年第一編第三節など、初期の定家研究に詳しい。
(3) 大日本史料五―三、三一六頁による。
(4) 大日本古記録『民経記』以下同じ。
(5) 倉本一宏氏「官職制度史料としての古記録」山中裕編『古記録と日記下巻』所収　平成五年
(6) 今川文雄校注思文閣出版『玉葉』以下同じ。
(7) 国史大系『公卿補任』以下同じ。
(8) 『民経記』と日付が前後するようではあるが、四月下旬、辞状を提出し、末日までには受理されたものとして考えておきたい。
(9) このあたりの事情は注（2）にあげた各論考に詳しい。
(10) 大日本古記録『岡屋関白記』以下同じ。
(11) 注（5）に同じ。
(12) 松薗斉氏「「日記の家」と説話作家」山中裕編『古記録と日記下巻』所収　平成五年
(13) 注（12）に同じ。四条家にも「代々にわたって収集された他家の日記」や「儀式書の類を内容とする」ものは、隆親が周囲によく前例を語っている（例えば新編日本古典全集『弁内侍日記』一

五八段など）ことから存在したかとも想像されるが、「自分も含めて父祖代々の人々の日記であり、自家の故実作法の源泉であるばかりでなく、相伝の際に「家」の象徴として最も重要視される日記」の存在は確認されていない。

(14) 松本寧至氏『とはずがたりの研究』桜楓社　昭和四三年

(15) 宮川葉子氏「とはずがたり覚書―その源氏物語受容を中心に―」『文学・語学』平成四年六月

(16) 注（14）に同じ。

(17) 新日本古典文学大系『とはずがたり』解説　平成六年

(18) 講談社学術文庫『とはずがたり』上　解説二八一頁昭和六二年

(19) 「『とはずがたり』数ならぬ身考」「『とはずがたり』の諸問題」所収　和泉書院　平成八年

(20) 注（14）に同じ。

（あかき・ひとみ　本学大学院博士前期課程）